

## 九州国際大学研究者情報

### 基本情報

所属	法学部 法律学科	氏名	菅尾 暁 Sugao Akira
職名	教授	E-mail	sugao@law.kiu.ac.jp
		ホームページ	

#### ■ 学歴・取得学位

2003(平成15)年3月	九州大学法学部法律学科卒業 学士(法学)
2005(平成17)年3月	九州大学大学院法学府修士課程修了 修士(法学)
2009(平成21)年3月	九州大学大学院法学府博士後期課程 単位取得満期退学
2012(平成24)年3月	九州大学大学院法学府博士後期課程 博士(法学)

#### ■ 主な職歴

2009(平成21)年4月	筑紫女学園大学短期大学部 非常勤講師
2009(平成21)年9月	久留米大学法学部 非常勤講師
2010(平成22)年4月	九州大学法学部 助教
2011(平成23)年4月	九州共立大学経済学部 非常勤講師
2012(平成24)年4月	九州国際大学法学部 助教
2013(平成25)年4月	九州国際大学法学部 准教授
2019(平成31)年4月	九州国際大学法学部 教授

### 教育活動

#### ■ 主な担当授業科目

- 学部：法律学入門2、民法総則1・2、債権総論、債権各論1、  
専門演習A、キャリアチュートリアル3、専門演習B、  
キャリアチュートリアル4
- 大学院：民法特殊研究Ⅲ

#### ■ 教育上の特記事項

- 教科書・教材：(共)『民法総則(スタンダード民法シリーズⅠ)[改訂版]』  
嵯峨野書院、2018年  
(共)『債権法各論(スタンダード民法シリーズⅣ)[第2版]』  
嵯峨野書院、2020年

- 教育活動：特になし
- 免許・資格：特になし

## 研究活動

### ■ 研究分野

研究分野	ローマ法、民法
主な研究テーマ	利息制限制度の比較法的考察、無権限者の行為に関する追認理論、海上消費貸借
キーワード	利息制限法、利息、不当利得、追認

### ■ 主な著書・論文等

著書	○ ○
論文	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「制限超過利息支払いにおける元本充当及び返還請求—セウエールス帝の勅令(D. 12, 6, 26pr.)を中心に—」(単著) 九大法学会 2007年度九大法学第95号 1～30頁【査読なし】</li> <li>○ <i>Usurae ultra alterum tantum: Welche Zinsen sind zum duplum des capitals gerechnet?</i>, Aus der Werkstatt römischer Juristen: Vortraege der Europaeisch - Ostasiatischen Tagung 2013 in Fukuoka, 2016, S. 385-401. 【査読あり】</li> <li>○ 「法定利率の変動制への移行とその影響」深谷格・西内祐介編著『大改正時代の民法学』(成文堂、2017年) 189～208頁【査読なし】</li> <li>○ 「表見相続人の和解行為に関する追認問題—Scaev. D. 2, 15, 3, 2—」法制史学会 70周年記念若手論文集『身分と経済』(慈学社、2019年) 205-251頁【査読あり】</li> <li>○ 「家子の組合契約に基づく債権の相殺可否と追認担保について：D. 16, 2, 9(Paul. 32 ad ed.)」ローマ法雑誌第3号(日本ローマ法研究会、2022年) 1-42頁【査読あり】</li> <li>○ 「古典期ローマ法における非債回収に関する表見相続人の追認と事務管理～D. 3, 5, 5, 11-12(Ulp. 10 ad ed.)を中心として～」九州国際大学法学論集第31巻 1-2合併号(2025年) 1-25頁【査読なし】</li> </ul>
学会発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ローマ法における重利の禁止について—「利息の利息」の史的展開を通じて—」(単独)九州法学会 2009年度学術大会、於：鹿児島大学</li> <li>○ 「Scaeu. 1 dig. D. 2, 15, 3, 2: 真正相続人が表見相続人の和解を追認拒絶した事例か？」第2回日本ローマ法研究会(2019年)、於：京都大学</li> <li>○ “Scaev. D. 2, 15, 3, 2: Ein Beispiel einer Genehmigungsverweigerung des vom Scheinerbe geschlossenen Vergleichs” (単独 ドイツ語) LXXIIIe Session de la Société Internationale Fernand de Visscher pour l’ Histoire des Droits de l’ Antiquité (SIHDA 2019), Edingburgh</li> <li>○ 「家子による組合に基づく債権の相殺と追認問題：D. 16, 2, 9pr. -1 (Paul. 32 ad ed.)」第4回日本ローマ法研究会(2021年)、於：京都大学(オンライン)</li> <li>○ 「債権回収における追認と事務管理の成立：D. 3, 5, 5, 11-12(Ulp. 10 ad ed.)」第5回日本ローマ法研究会(2022年)、於：京都大学(オンライン)</li> <li>○ 「同意主張による期日後出航を認定した事案か～D. 45, 1, 122, 1(Scaev. 28 dig.)の論点再考～」第9回日本ローマ法研究会(2026年)、於：京都大学</li> </ul>
その他 (判例評釈)	

- 「過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引における、過払金について発生した法定利息の充当の可否及びその充当方法（最一判平成 25 年 4 月 11 日（破棄差戻し）」法学論集第 22 巻第 1・2・3 合併号（九州国際大学法学会、2016 年）
- 「破産管財人による不当利得返還請求を不法原因給付として拒否することが信義則上許されないとされた事例（最三判平成 26 年 10 月 28 日）（破棄自判）」法学論集第 23 巻第 1・2・3 合併号（九州国際大学法学会、2017 年）
- 「不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金に対する民法 405 条の（類推）適用否定事例（最三判令和 4 年 1 月 18 日（上告棄却）」法学論集第 32 巻第 1・2 合併号（九州国際大学法学会、2026 年）  
（翻訳）
- クリストフ・クランペ「地中海貿易商カッリマクスの海上消費貸借契約紛争：D. 45, 1, 122, 1 (Scaev. 28 dig.)」ローマ法雑誌第 5 号(日本ローマ法研究会、2024 年)100-147 頁【査読あり】

■ 大学就任以前の主な業務上の実績

--	--

■ 主な所属学会

法制史学会、日本私法学会、九州法学会、国際古代法史学会

■ 受賞等

( )年 月	
--------	--

■ 研究助成金による研究

- 科学研究費補助金 基盤研究(C) 課題番号 20K01250 2020～2022 年度  
「ローマ法における無権限者の行為に関する追認理論の再検討」（研究代表者）
- 科学研究費補助金 基盤研究(B) 課題番号 25K00576 2025～2029 年度  
「法と経済のローマ史」（研究分担者）

社会における活動等

- 中間市コンプライアンス委員（2013 年 4 月～現在に至る）
- 中間市等公平委員会委員（2014 年 6 月～現在に至る）
- 中間市行政不服審査委員（2016 年 4 月～現在に至る）

大学運営活動等

- 教務代表委員
- 大学院法学研究科教務委員
- 法学会編集委員長
- 安全衛生委員